

○農林水産省告示第二千四百一十一号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 平成二十三年十二月二十二日

農林水産大臣 鹿野 道彦
 一 保安林の所在場所 宮城県栗原市栗駒泊倉枯木立三三

二 指定の目的 水源のかん養

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法
 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 2 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (次及びおとり)は、省略し、その関係書類を宮城県庁及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。

○経済産業省告示第二千四百一十一号
 日本国において特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約に基づく国際寄託当局としての地位を取得するための手続等を定める件（平成二十一年経済産業省告示第六十号）の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十三年十二月二十二日から適用する。
 平成二十三年十二月二十一日

経済産業大臣 枝野 幸男
 第七条第一項中、「該当するときは、」を「該当するときは、又は国際寄託当局としての地位を取得した法人から寄託等の業務の全部を廃止しようとする届出があったときは、」に改める。

○経済産業省告示第二千四百一十二号
 特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）第二十七条の規定に基づく指定の手続等を定める件（平成二十一年経済産業省告示第六十一号）の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十三年十二月二十二日から適用する。
 平成二十三年十二月二十一日

経済産業大臣 枝野 幸男
 第七条第一項中、「該当するときは、」を「該当するときは、又は指定機関から寄託等の業務の全部を廃止しようとする届出があったときは、」に改める。

○経済産業省告示第二千四百一十三号
 中小企業支援法（昭和三十八年法律第四百七十四号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十三年十二月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。
 平成二十三年十二月二十二日

経済産業大臣 枝野 幸男
 氏名 氏名
 403364 杉本 剛 409618 田島 剛文
 409619 小野 隆 409620 三北 邦典
 409621 小野 剛 409622 竹本 邦弘
 409623 嶋田 剛 409624 大塚 邦典
 409625 神澤 隆一 409626 菅野 邦典
 409627 佐藤 隆 409628 小島 邦典
 409629 井上 隆 409630 川井 邦典
 409631 井野 隆 409630 川井 邦典

○経済産業省告示第二千四百一十四号
 中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第九十二号）第十三条第三項の規定に基づき、平成二十三年十二月一日付けをもって中小企業診断士の氏名に係る登録簿の変更をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。
 平成二十三年十二月二十二日

経済産業大臣 枝野 幸男
 氏名 (登録後) (登録前)
 214221 新三瀬 幸男 杉田 幸男
 406327 砂口 たくし 砂口 樹斗
 406713 岡田 今中 叶 今中
 408064 齋形 幸吉 齋形 幸吉

○経済産業省告示第二千四百一十五号
 中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第九十二号）第十五条第一項の規定に基づき、平成二十三年十二月一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。
 平成二十三年十二月二十二日

経済産業大臣 枝野 幸男
 氏名 氏名
 104299 大江 洋 404005 石井 教介

○国土交通省告示第千三百一十二号
 国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）及び沖縄総合事務局長に委任した件（平成十四年国土交通省告示第七百七十六号）の一部を次のように改正したので告示する。
 平成二十三年十二月二十二日
 国土交通大臣 前田 武志
 表を次のように改める。

会計	項目	目	摘要
一般会計	道路環境等対策費	低公害車普及促進等対策費補助金	
	地球温暖化防止等対策費	モーダルシフト等推進事業補助金	
	公共交通等安全対策費	鉄道施設安全対策事業費等補助金	鉄道施設安全対策事業費補助金に限る。
	東日本大震災復興旧・復興公共交通等安全対策費	鉄道施設災害復旧費補助金	東日本大震災鉄道施設災害復旧費補助金に限る。
	東日本大震災復興旧・復興総合的物流体系整備推進費	広域物資拠点施設整備費補助金	
	地域公共交通維持・活性化推進費	地域公共交通確保維持改善事業費補助金	地域公共交通確保維持事業及び地域公共交通バリア解消促進等事業のうち航空に関する事業に係るものを除く。
	東日本大震災復興旧・復興地域公共交通維持・活性化推進費	地域公共交通確保維持改善事業費補助金	
	観光振興費	観光圏整備事業費補助金	
自動車安全特別会計	自動車事故対策費	自動車事故対策費補助金	自動車運送事業の安全・円滑化等総合対策事業に係るものに限る。

附則
 1 この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成二十三年度予算に係る補助金等から適用する。
 2 平成二十二年以前に予算に係る補助金等で平成二十三年度以降に繰り越されたものの交付に関する事務については、なお、従前の例による。